

町の人口 (5月1日現在) (先月1日比)

人口	7,591人	増	101人
男	3,777人	増	63人
女	3,814人	増	38人
世帯数	4,390世帯	増	73世帯

4月中の異動 転入・出生 126人 (うち転入123人、出生3人)
 転出・死亡 23人 (うち転出12人、死亡11人)

各地域の人口・世帯数 (5月1日現在) ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,075	1,813	1,805	3,618
大賀郷	1,450	1,243	1,247	2,490
檜立	294	246	255	501
中之郷	374	322	354	676
末吉	197	153	153	306

6月4日(日)～10日(土)は歯と口の健康週間です

「おいしい」と「元気」を支える 丈夫な歯

○8020運動を進めよう (80歳になっても、20本の歯を保とう)

○一生自分の歯で食べよう ○午後のスタート ハミガキから



写真は5月16日
1歳6か月児歯科健診の様子

目次

- 02 ▶ 町長からのメッセージ/東京都議会議員選挙
- 03-08 ▶ 八丈町の給与・定員管理などについて
- 09 ▶ 税のお知らせ/町税の滞納処分を強化しています ほか
- 10 ▶ 水道だより/環境だより
- 11 ▶ 特設人権相談所開設のお知らせ/行政相談 ほか
- 12 ▶ 国保だより/介護保険のお知らせ
- 13 ▶ 国民年金/臨時福祉給付金(経済対策分)
- 14 ▶ 後期高齢者医療制度の被保険者の方へ/住民係からのお知らせ

- 15 ▶ 6月のし尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ ほか
- 16 ▶ [介護保険] 食費・居住費の軽減を受けるには申請が必要です/母子保健
- 17 ▶ 6月は児童手当・児童育成手当の現況届の提出月です/子どもの定期予防接種
- 18 ▶ 教育委員会だより/教科書の展示会 ほか
- 19 ▶ 図書館のお知らせ/子ども家庭支援センターからのお知らせ ほか
- 20 ▶ 第4回 八丈島芸能文化祭/原付免許試験のお知らせ ほか
- 21 ▶ 八丈島納涼花火大会/寄生植物ヤドリギの防除について
- 22 ▶ がじゅまる広場・とびっこクラブ/底土海水浴場監視員の募集
- 23 ▶ 町立八丈病院職員募集/町立八丈病院臨時診療日その他、専門外来診療 ほか



町長からのメッセージ ～ 地熱発電利用事業の発展に向けて ～

八丈町長 山下 奉也

日頃より、町行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新たな地熱発電所の建設やそれに伴う地域振興を進める「地熱発電利用事業」につきましては、平成29年3月に事業者であるオリックス株式会社との間で協定を締結し、4月には住民説明会を開催いたしました。また、4月に開催された中之郷住民総会には、オリックスが来賓として招かれ、硫化水素の問題をはじめ、地域の皆さんと様々な意見を交わすことができました。

町は、オリックスに対して、地域と密接にやり取りをしながら事業を進めるよう求めております。オリックスは、地熱事業連絡会を立ち上げることで、住民の皆さんに事業の報告・連絡・相談する機会を設けることとしています。町もこの連絡会に参加し、本事業が地域に根ざした事業となるよう、積極的に関わって参ります。

地熱の活用にあたっては、住民の皆さん、オリックス、町が相互に協力することが重要です。今後とも、本事業へのご理解とご協力をお願いいたします。

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2 - 1120

東京都議会議員選挙 投票日 7月2日（日）

■告示日 6月23日（金） ■投票日時 7月2日（日） 午前7時～午後8時

■投票所 三根小学校体育館・大賀郷公民館・榎立公民館・中之郷公民館・末吉公民館

■開票日時 当日午後9時から ■開票所 八丈町役場 大会議室

*開票は一般の方も参観することができます。午後8時45分までにお越しください。

投票できる方

八丈町の選挙人名簿に登録されている方。

今回新たに登録される方は、平成11年7月3日以前に生まれた方と平成29年3月22日までに住民登録の届け出をし、引き続き八丈町に住所を有する方です。

投票所入場券

投票所入場券（はがき）を郵送しますので、投票に行くときには忘れずにお持ちください。入場券を紛失した場合でも選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、各投票所の受付に申し出てください。

滞在先でも不在者投票ができます

八丈町の選挙人の方が、八丈町にいらなくても滞在先の区市町村選挙管理委員会ですべての投票ができます。まず、投票用紙の請求を当選挙管理委員会にしてください。投票用紙などを滞在先に郵送します。郵送でのやりとりとなりますので、お早めに請求をしてください。

○投票用紙の請求

請求用紙※に次のことを記入して、八丈町選挙管理委員会（総務課内）まで郵送で請求してください。

FAXや電話での請求はできません。

①八丈町の住所 ②氏名・生年月日 ③滞在先住所
※滞在先の住所は、建物名、部屋番号など詳しく書いてください。

④電話番号 ※日中に連絡の取れる番号

⑤どこの区市町村で不在者投票をするか

⑥選挙当日、投票所にいけない理由

※請求用紙は八丈町ホームページの「様式ダウンロード」からダウンロードできます。

期日前投票を受け付けています

投票日に仕事や上京、レジャーなどで投票所へ行けない方は、次の期間に期日前投票をご利用ください。

■受付場所・時間

町役場町民ギャラリー（正面玄関左手）
6月24日（土）～7月1日（土） 午前8時30分～午後8時

平成29年3月23日以降に住民登録の届け出をした方

平成29年3月23日以降に住民登録の届け出をした方は、八丈町の選挙人名簿には登録されません。前住所地（都内）の選挙人名簿に登録されている方は、登録されている前住所地の選挙管理委員会に投票用紙などの請求をし、八丈町で不在者投票をすることができます。

郵送でのやりとりとなりますので、八丈町選挙管理委員会へお早めに問い合わせください。

■問い合わせ■ 八丈町選挙管理委員会（総務課内） 電話 2 - 1121

八丈町の給与・定員管理などについて

八丈町では 245 人（平成 29 年 4 月 1 日現在）の一般職員が、生活に密接にかかわる福祉、医療、教育、土木、産業、観光、消防などさまざまな分野で働いています。

町職員の給与は、町議会の議決によって決められる給与条例により支給されています。

その内容について、次のとおりお知らせします。

■問い合わせ■ 総務課庶務係 電話 2 - 1121

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

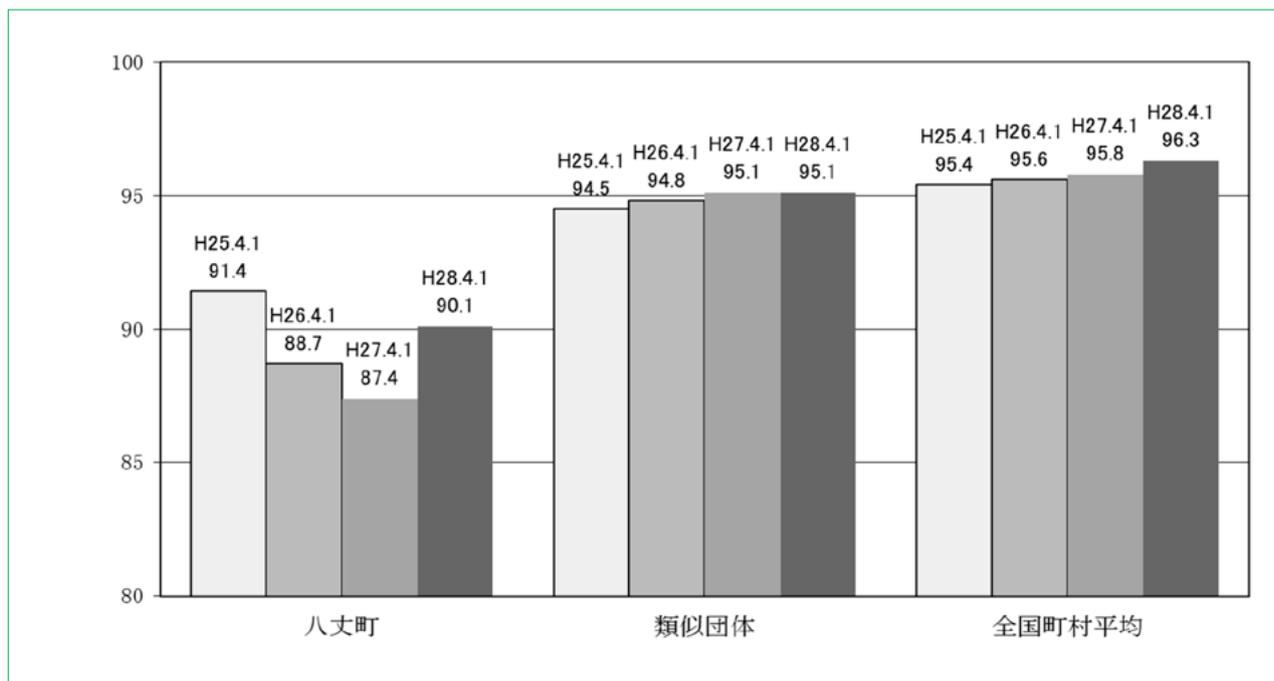
区 分	住民基本台帳人口 (28.1.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B) / (A)	(参考) 26 年度の 人件費率
27 年度	人 7,834	千円 7,524,889	千円 79,365	千円 1,176,131	% 15.6	% 15.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考) 一人 当たりの給 与費 B / A	(参考) 類似団 体の平均一人当 たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤労手当	計 (B)		
27 年度	人 170	千円 493,535	千円 89,859	千円 190,460	千円 773,854	千円 4,552	千円 5,560

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八丈町	38.8 歳	266,677 円	305,365 円	292,355 円
東京都	41.6 歳	316,682 円	452,041 円	398,107 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	42.2 歳	304,939 円	350,196 円	331,494 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似業種	平均 年齢	平均 給与 月額 B	
八丈町	48.9 歳	9 人	247,444 円	278,357 円	261,678 円	—			
東京都	48.8 歳	1,510 人	292,729 円	395,396 円	364,033 円				
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円				
類似団体	50.7 歳	5 人	277,058 円	301,929 円	289,229 円				

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 25,26,27 年の平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種などの比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態などの点において完全に一致するものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C) および (D) のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍にしたものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤奨手当、民間においては年間賞与などの額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		八丈町	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	181,200 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	142,000 円	142,000 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

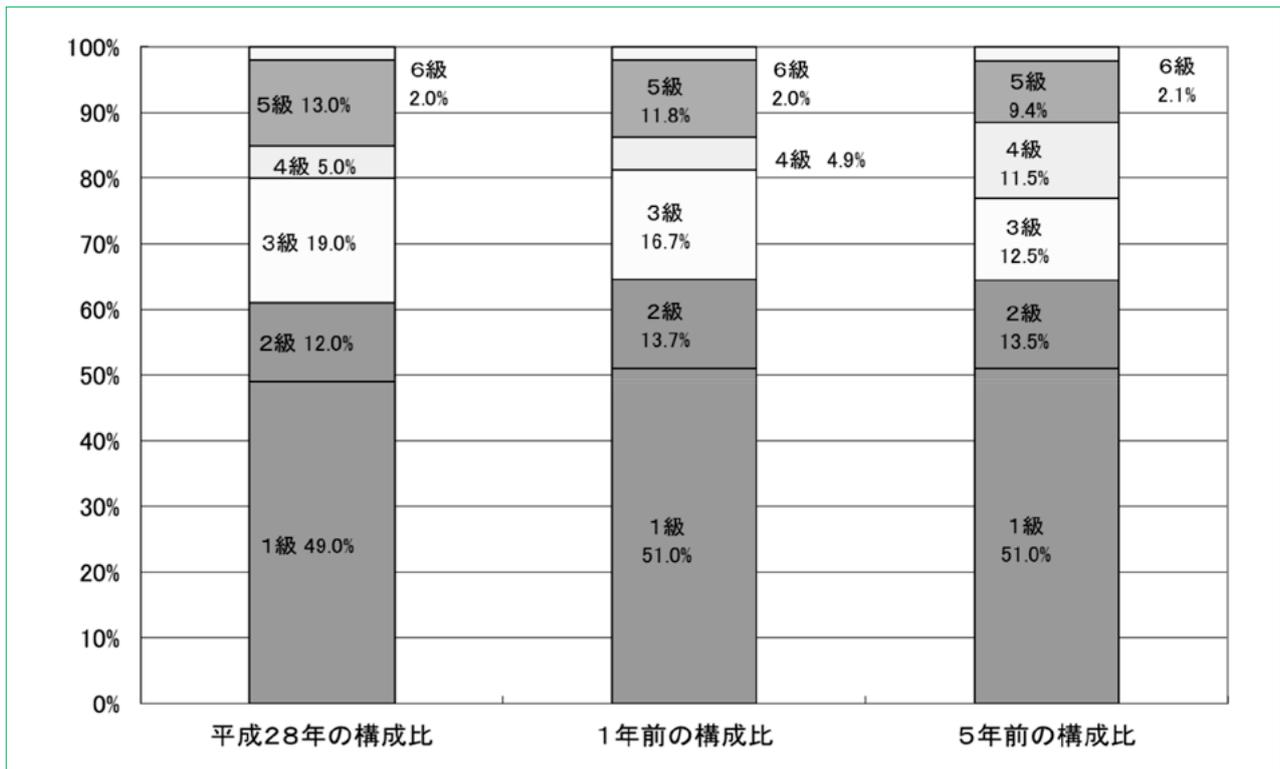
区 分		経験年数 10 年～ 14 年	経験年数 20 年～ 24 年	経験年数 25 年～ 29 年
一般行政職	大 学 卒	252,000 円	319,800 円	387,900 円
	高 校 卒	212,000 円	287,400 円	315,500 円
技能労務職		— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況（28年4月1日現在）

区 分	標準的な 職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	統括課長	2 人	2.0%	317,000 円	409,000 円
5 級	課長	13 人	13.0%	286,200 円	391,800 円
4 級	統括係長	5 人	5.0%	259,900 円	379,800 円
3 級	係長	19 人	19.0%	226,400 円	348,800 円
2 級	主任	12 人	12.0%	190,200 円	303,000 円
1 級	主事	49 人	49.0%	140,100 円	246,100 円

- (注) 1 八丈町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八丈町	国	都
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,159千円	-	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,776千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.6 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.6 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.7 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる 加算措置 職務段階加算 3～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる 加算措置 役職加算 3～20% 管理職加算 15～25%

(2) 退職手当 (28年4月1日現在)

八丈町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	23.50 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	31.50 月分	31.50 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	45.00 月分	45.00 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	45.00 月分	45.00 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額 自己都合・勸奨・定年 16,718千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

八丈町は地域手当制度を導入しておりません。

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		2,565 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		45,810 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		20.2 %		
手当の種類（手当数）		6種類		
代表的な手当の名称 (額・支給者の多い手当)	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
徴収手当	徴収事務に従事した職員	徴収又は滞納整理業務	317 千円	日額 250 円
深夜業務手当	消防職員	消防職員の深夜業務	1,370 千円	1当番 700 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	35,132 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	207 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員など、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の主な手当（28年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり平均支 給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000 円 扶養親族 6,500 円 配偶者がいない場合の扶養親族1人目 11,000 円 16歳から22歳の子についての加算 5,000 円	同		19,917 千円	252,114 円
住居手当	世帯主など（公舎居住者を除く）である職員に 支給 賃貸住宅（支給限度額） 27,000 円	同		16,995 千円	242,786 円
通勤手当	通勤のために自動車など交通用具使用を常例とする職員に支給 交通機関利用者（支給限度額） 55,000 円 交通用具使用者 通勤距離2km以上5km未満 2,000 円 通勤距離5km以上10km未満 4,100 円 通勤距離10km以上15km未満 6,500 円 通勤距離15km以上 8,900 円	同		3,880 千円	33,448 円
管理職手当	管理職員に支給（20年度から定額化） 6級統括課長 62,300 5級課長 59,500 課長補佐 55,500	異	支給対象者が異なる	11,183 千円	698,938 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日などに勤務した場合に支給 12,000 円以内	同		48 千円	16 円

5 特別職の報酬などの状況（28年4月1日現在）

区 分		給料月額など		
給 料	町 長	776,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	659,000 円	850,000 円/	380,000 円
報 酬	議 長	300,000 円	710,000 円/	426,300 円
	副 議 長	220,000 円	360,000 円/	205,000 円
	議 員	200,000 円	320,000 円/	175,000 円
期末手当	町 長	(27 年度支給割合) 3.30	月分	
	副 町 長	(27 年度支給割合) 3.30	月分	
退職手当	町 長	(算定方式) 776,000 円×在職年数× 4.0	(1 期の手当額) 12,416,000	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	659,000 円×在職年数× 3.0	7,908,000	任期毎
	備 考			

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額および支給率に基づき、1 期（4 年＝4 8 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

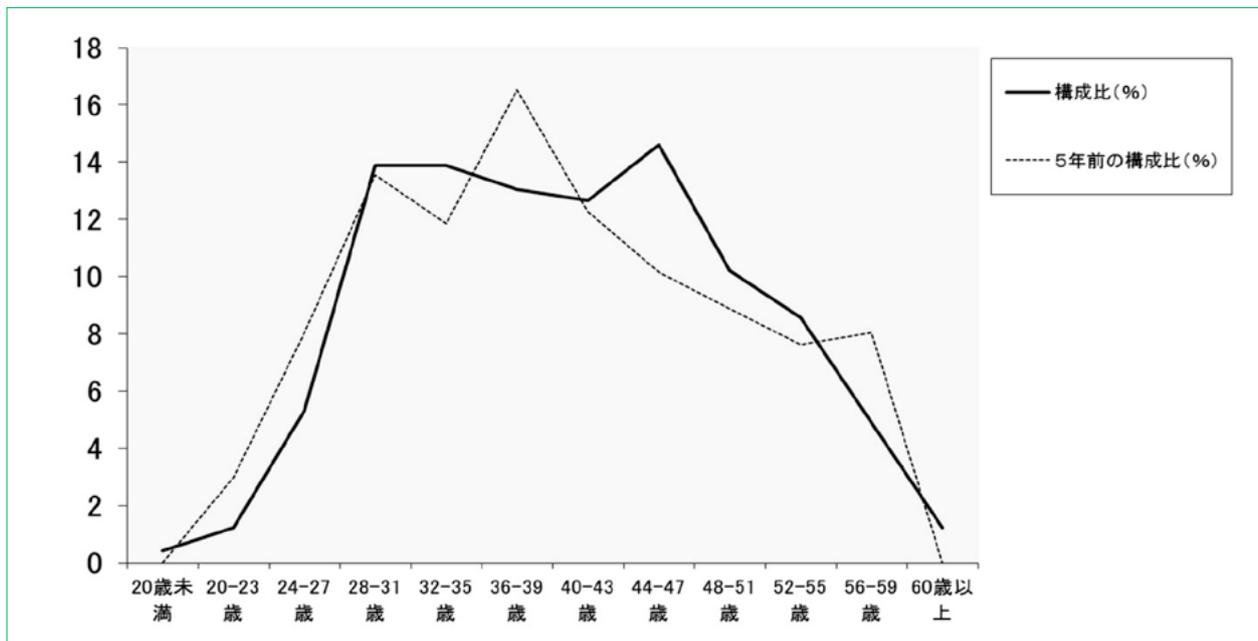
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成 2 7 年	平成 2 8 年		
普通会計部門	議会	3	3	0	
	総務	36	35	▲ 1	欠員不補充 (▲ 1)
	税務	12	13	1	その他 (1)
	労働	0	0	0	
	民生	44	44	0	
	衛生	13	14	1	欠員補充 (1)
	農水	10	10	0	
	商工	5	6	1	業務増 (1)
	土木	10	9	▲ 1	欠員不補充 (▲ 1)
	計	133	134	1	
	教育部門	14	13	▲ 1	事務の統廃合縮小 (▲ 1)
	消防部門	23	23	0	
	小 計	170	170	0	
公営企業など 会計部門	病院	49	49	0	
	水道	8	7	▲ 1	事務の統廃合縮小 (▲ 1)
	交通	10	11	1	欠員補充 (1)
	その他	9	8	▲ 1	事務の統廃合縮小 (▲ 1)
	小 計	76	75	▲ 1	
合 計		246 [275]	245 [275]	▲ 1	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	13人	34人	34人	32人	31人	36人	25人	21人	12人	3人	245人

(3) 職員数の推移

(単位 人)

区分		23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減
一般行政	職員数	129	130	128	131	133	134	5
教育	職員数	14	16	15	15	14	13	▲1
消防	職員数	23	23	23	23	23	23	0
公営企業 など	職員数	71	73	75	80	76	75	4
計	職員数	237	242	241	249	246	245	8

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数



税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課 電話 2-1122

納期限および口座振替日

6月30日（金） 町都民税 第1期分

納税通知書が届いていない方にご連絡ください。

平成29年度の固定資産税の納税通知書、課税明細書、軽自動車税の納税通知書を5月上旬に発送しています。固定資産、軽自動車をお持ちで通知書が届いていない方にご連絡ください。

町都民税の納税通知書は今月（6月上旬）、国民健康保険税は7月上旬に発送予定です。

税金の納付には口座振替が便利です

○口座振替のできる金融機関

- ・七島信用組合の本店・支店
- ・みずほ銀行の本店・支店
- ・全国のゆうちょ銀行

○口座振替の手続き 金融機関への申し込み

- ・上記の預貯金口座のある金融機関に預貯金通帳、届出印、納税通知書、預貯金口座依頼書自動払込利用申込書を提出してください。おおむね2カ月後以降の納期分より振替になります。

町税の滞納処分を強化しています

■問い合わせ■ 税務課徴収係 電話 2-1122

～税負担の公平性を確保するために～

税金を納期限までに納付しないと延滞金が増加されるなど、滞納処分を受けることとなります。

滞納処分の流れ

- ①納期限 納期限までに納付がない場合は、本税の延滞金計算が開始されます。
- ②督促・催告 納期内納付が確認できない方に督促状を発送し、それでも納付しない方に催告などを行います。
- ③財産調査 国税徴収法、地方税法の規定に基づき、金融機関、勤務先、取引先などに調査を行います。
- ④差押 預貯金・保険・給与などの債権、動産、不動産などを差し押さえます。また自動車、軽自動車などにはタイヤロックを実施します。
- ⑤家宅搜索 高額滞納者、悪質滞納者などの場合は、差押財産発見のために家宅搜索を行います。税徴収のための家宅搜索（居宅、事務所など）は、裁判所の令状を必要としない強制調査で、滞納者の意思によらず実施します。
- ⑥公売・換価 差し押さえた財産を公売（売却）により、換価（現金化）します。
- ⑦滞納金に充当 換価した現金を滞納金に充当します。

必ず納税相談をしてください

役場の業務時間内に来庁できない方のために、事前電話申し込みにより平日の夜間（午後5時15分～7時）に納付相談を行っていますのでご利用ください。

町長上京日記 4月

8日～12日

- ◎ ANA1892便にて上京
- ◎ 第一師団創立55周年・練馬駐屯地創立66周年記念式典
- ◎ 築地市場生ゴミ処理機視察
- ◎ 東京消防庁航空隊50周年式、就航式
- ◎ 2017東京政経フォーラム
- ◎ ANA1891便にて帰島

14日～15日

- ◎ ANA1892便にて上京
- ◎ 内閣総理大臣との「桜を見る会」
- ◎ ANA1895便にて帰島

27日～28日

- ◎ ANA1894便にて上京
- ◎ 島嶼地区消防団連絡協議会意見交換会
- ◎ ANA1891便にて帰島

水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道係 電話2-1128
FAX2-7231

第59回水道週間 スローガン「あたりまえ そんなみずこそ たからもの」

6月1日(木)から6月7日(水)までの間、水道週間が実施されます。「水道水は安全」、その信頼に応えるため、町では定期的な水質検査や老朽化した配水管の更新作業などを行っています。これからも水道水を安定供給し、皆さんが安心して利用できるよう努めます。水は私たちの生活にかかすことのできない大切な資源です。無駄のないよう、使用しましょう。

水道水を上手に使いましょう

- ・蛇口はしっかり閉めましょう。 ・蛇口の開閉はこまめにしましょう。
- ・お風呂の残り湯の再利用など工夫して使いましょう。
- ・漏水の確認のためにメーターはこまめにチェックしましょう。

水道メーター器の周りはきれいに!!

水道メーター器の周りには物を置いたりしないでください。また、春から夏にかけて草が生い茂り、検針の際に水道メーター器が見えづらくなる場合がありますので、水道メーター器周りはきれいにしておいてくださるようご協力をお願いします。

水道料金のお支払いは口座振替が便利です!!

毎月お支払いいただく水道使用料は、便利な口座振替をご利用ください。

手続きは、金融機関（七島信用組合・みずほ銀行・ゆうちょ銀行）にて直接申し込みください。申込用紙は上記金融機関、町企業課水道係、各出張所にあります。

水道料金の納期限を過ぎてしまったら

納期限を過ぎてお支払いになった場合は、水道係で収納を確認できるまでに数日かかることがあります。特に2～3カ月滞納してしまった場合には、給水停止になってしまうことでもありますのでご注意ください。

※水道料金のお支払いは納付期限内にお願いします。便利な口座振替をご利用ください。

環境だより

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話2-1123

ごみの正しい出し方について

- 燃えるごみに、金属類・乾電池・電球・空きびん・空き缶などのごみの混入が見られます。また、びんやガラス製容器にプラスチックや金属製のキャップやふたが付いたまま出されています。取り外せるキャップやふたは、取り除いてください。
- 生ごみを狙って、ねこやカラスが集積所のごみを散らかしています。生ごみは新聞紙などで包んで、袋の外から見えないようにして出してください。生ごみの水切りは効果的なごみの減量方法です。各家庭での水切りの徹底をお願いします。
- ごみは、当日の午前8時30分までに最寄りの集積所へ出してください。正しい分別がされていない無記名のごみ袋については、分別状況の確認や指導を目的に、町職員が中身のチェックを行う場合があります。※ごみを出す際、正しく分別することが求められています。ご協力をお願いします。

海岸清掃について

児童生徒活動および、各団体などがボランティアで海岸清掃を実施する際は、事前に環境係へご連絡ください。ごみ袋の提供および、ごみの臨時回収など町が協力します。

ヤンバルトサカヤステに対する密度抑圧対策を実施予定です

昨年度に引き続き、大賀郷・永郷地区（都道の地点標76付近）において、ヤンバルトサカヤステの密度抑圧対策を予定しています。実施の際は、草刈りなどの作業や薬剤散布を行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

みんなで八丈島をきれいに！ クリーンデー 6月4日(日)

八丈島の自然と環境を守り、クリーンで住みやすい八丈島にしましょう！クリーンデーは、地区ごとの空き缶拾いや清掃活動を全島一斉に行い、ごみの散乱防止や環境に対する意識を高めることを目的としています。

※清掃活動の開始時刻は各地区で異なりますので、各地区の自治振興委員の方の指示に従ってください。

特設人権相談所開設のお知らせ

6月1日(木)の全国一斉「人権擁護委員の日」に伴い、特設人権相談所を開設します。日ごろの人権に関する相談事に八丈町の人権擁護委員が対応します。この機会にぜひご利用ください。

日時：6月1日(木) 午前10時から午後4時まで **場所**：八丈町役場 相談室3、4

八丈町人権擁護委員(順不同・敬称略。数字は電話番号)

葛馬 忠道 2-2701 奥山 妙子 2-0498 笹本 長利 7-0638

菊池 義郎 7-0608 沖山 孝雅 8-0138

■問い合わせ■ 総務課庶務係 電話 2-1121

行政相談

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

国、東京都、町の仕事などについて「要望や苦情をどこで相談したらよいかわからない」、「処理が間違っている」など、行政と住民のパイプ役として行政相談員が相談に応じます。

日時 6月13日(火) 午前10時~正午 **場所** 町役場1階相談室1 **相談員** 近藤 勝重

6月東京法務局特設登記所開設日

次の相談・受付などを実施します

・不動産や商業・法人の登記申請に関する相談 ・相続や抵当権に関する相談

・その他の登記相談 ・各種申請書および証明請求書の受付

※特設登記所へ相談などでお越しの際は、お手持ちの資料をご用意ください。

※届出や申請などの際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認されることをお勧めします。

日時：13日(火) 午後2時30分~5時

14日(水) 午前9時~正午、午後1時~4時30分

15日(木) 午前9時~正午

場所：八丈町役場1階相談室1・2

※登記相談の受付は、
終了時刻の30分前までです。

■問い合わせ■ 東京法務局不動産登記部門 03-5213-1330(不動産)

法人登記部門 03-5213-1337(商業・法人)

第41回八丈島無料法律相談会

相続問題、借金問題、離婚問題、賃貸借、売買、その他法律問題かどうかわからなくても大丈夫です。お気軽に相談ください。予約された方を優先させていただきます。相談をご希望の方は事前に右記予約先まで電話またはホームページからご予約ください。

●日時 7月2日(日) 午後0時30分~午後3時30分

●会場 七島信用組合八丈島支店 ●相談時間 40分(予定)

■相談責任者(予約先)

弁護士 織田 英生(東京弁護士会) 本郷綜合法律事務所

電話 03-3502-0246

※土・日・祝日を除く午前10時~午後5時まで受け付け

■ホームページ <http://zenkikai.net/> (法友全期会で検索)

主催：東京弁護士会法友全期会(東京弁護士会所属弁護士グループ)

普通救命講習

日時：①6月11日(日) 午前9時から正午まで ②9月10日(日) 午前9時から正午まで

場所：保健福祉センター 1Fホール

対象者：原則として中学生以上で、島内在住、在勤、在学の方

講習内容：普通救命講習Ⅰ(心肺蘇生法・AED・止血法など成人を対象)

定員 30名(定員となり次第締め切り)

留意事項：実技が中心となります。当日は動きやすい服装でお越しください。

※受講料は無料です。

受講者には、普通救命講習Ⅰの修了証が交付されます。

申込方法：電話またはメールにて。※メールでの申し込みの際には、件名に「普通救命講習参加申込み」とし、氏名・年齢・性別・連絡先をご記入ください。

■申し込み・問い合わせ■

八丈町消防本部警防係 電話 2-0119 メール：keibou_hfd@town.hachijo.tokyo.jp

国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話2 - 1123

特定健康診査

内臓脂肪の蓄積に加え、高血圧、脂質異常、高血糖のいずれか2つ以上を持っている状態をメタボリックシンドロームといいます。男女とも40歳以上になると、メタボリックシンドロームおよびその予備群に該当する人が多くなります。主に食べ過ぎや運動不足など生活習慣の乱れによる太りすぎが原因と考えられます。特定健康診査は、こうした生活習慣病に伴う医療費の増加を抑えるため予防・改善に着目した健診です。健診を積極的に活用し、健康の維持管理に努めましょう。

八丈町では、特定健康診査などを7月16日（日）から21日（金）で予定しています。詳細については7月号の広報でお知らせします。

受診できる方

八丈町の国民健康保険に加入している特定健康診査の受診対象者には、7月中旬に受診券を発送します。他の医療保険（健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合など）に加入している40～74歳の被扶養者の方（ただし、職場健診を受診される方、職域健診の対象者（※）の方は除きます。）も各医療保険者が発行する【特定健診受診券】があれば受診することができます。（集合契約A・Bの記載がある受診券に限られます。）

受診を希望される方は、加入している医療保険者が発行する【特定健診受診券】をお取り寄せいただき、保険証と一緒に持参のうえ、6月19日（月）までに下記窓口にて登録をしてください。

なお、自己負担が発生する場合がありますので、詳しくは職場、または加入医療保険者にご確認の上登録してください。

受診券登録窓口 ①住民課医療年金係 ②各出張所

登録には期限があります。受診券はお早めにお取り寄せください。

（※）職域健診の対象者・・・共済などに加入している世帯で、受診対象者に被扶養者が含まれている場合。対象者の範囲は各職場により異なりますので、詳しくは職場の担当者にご確認ください。

- ◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。
 - ◆国保税は国保制度の重要な財源です。納め忘れのないようご注意ください。
 - ◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。
 - ◆病気や事故などにより保険税の納付が困難な方には、申請による減免制度がありますのでご相談ください。
- ※その他、国民健康保険証や制度などについてわからないこと、疑問に思うことなどご相談ください。

糖尿病教室のお知らせ

町立八丈病院では毎月1回、糖尿病教室を開催しています。どなたでもご参加できます。

6月23日（金）（飛行機欠航の場合中止）

場所：町立八丈病院外来待合室 午前8時30分頃～30分程度

介護保険のお知らせ

6月下旬に平成29年度の納入通知書（介護保険料額決定通知書）を送付します

介護保険制度は、被保険者の方が保険料を納め、介護が必要になったときにサービスを利用できる制度です。被保険者の方には保険料を納付する義務があり、納付された保険料は貴重な財源となります。納期限内に介護保険料の納付をお願いします。

※特別徴収（年金からの天引き）の方には、納付書は同封していません。

※介護保険制度は、公的な社会保険制度であるため、65歳以上の方・医療保険に加入している40歳～64歳の方全員が被保険者となります。自分の意思で脱退することはできませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話2 - 5570

国民年金

■住民課医療年金係 電話2-1123

■港年金事務所 電話03-5401-3211

■日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【老齢年金に必要な資格期間が25年から10年に短縮されます】

これまで、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合などの加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

年金請求書（短縮用）は順次発送されていますが、請求手続きは平成29年8月1日以前でも可能です。年金請求書（短縮用）が届きましたら窓口で手続きをしてください。

	生年月日	送付の時期
1	大正15年4月2日～昭和17年4月1日	平成29年2月下旬～3月下旬
2	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日	平成29年3月下旬～4月下旬
3	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日	平成29年4月下旬～5月下旬
4	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日【男性】	平成29年5月下旬～6月下旬
5	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日【女性】 大正15年4月1日以前生まれの方 共済組合などの期間を有する方	平成29年6月下旬～7月上旬

資格期間が国民年金のみの方並びに厚生年金保険・共済組合などの期間が12月に満たない方で生年月日が昭和27年8月2日以降の方は、年金請求書（短縮用）は送付されず年金請求書（事前送付用）が送付されます。

※資格期間とは

- ・国民年金保険料を納めた期間や、免除された期間
- ・サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合などの加入期間）
- ・年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（カラ期間）と呼ばれる合算対象期間

▶▶各種問い合わせ

●一般的な年金相談に関する問い合わせ

0570-05-1165（ナビダイヤル） PHS、IP電話、海外からは03-6700-1165（一般電話）

受付時間 月曜日：午前8時30分～午後7時 火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付。

●ねんきん定期便・ねんきんネット・ねんきん特別便に関する問い合わせ

0570-058-555（ナビダイヤル） PHS、IP電話、海外からは03-6700-1144（一般電話）

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後7時 第2土曜日：午前9時～午後5時

●一般的な国民年金の加入に関する問い合わせ

0570-003-004（ナビダイヤル） PHS、IP電話、海外からは03-6630-2525（一般電話）

受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時～午後5時

臨時福祉給付金（経済対策分） ■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話2-5570

平成28年度臨時福祉給付金（3千円）の支給対象者※の方に、1人1万5千円を支給します。

対象となる方には、5月下旬に申請書を同封したお知らせをお送りしていますので、期間内に申請してください。（※支給は1回です。）

申請期間 6月1日（木）～8月31日（木）（土日、祝日を除く開庁日）

申請時間 午前8時30分から午後5時まで

申請場所 八丈町福祉健康課および各出張所

支給対象者 ※平成28年度分の住民税が課税されていない方

（ただし、住民税において課税者の扶養親族等になっている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。）

その他 申請先は、平成28年1月1日時点で住民票がある市町村です。

お知らせをよくご確認のうえ、申請（請求）してください。

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

●ジェネリック医薬品差額通知をお送りします

現在処方されているお薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかがわかるジェネリック医薬品差額通知を、対象となる方へ6月下旬、12月中旬にお送りします。

【対象】生活習慣病などの医薬品が処方されている方で、お薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方

※ すべての被保険者の皆さんにお送りするものではありません。

【ジェネリック医薬品とは】先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べて価格が安くなっていますが、新薬と同一の有効成分を含み、有効性や品質、安全性が同等であると国が認めた医薬品です。

開設期間

1回目 発送日の翌日（6月下旬）～7月31日（平日午前9時～午後5時）

2回目 発送日の翌日（12月中旬）～平成29年1月31日（平日午前9時～午後5時）

■問い合わせ■ ジェネリック医薬品通知サポートデスク 電話 0120-527-984
東京都後期高齢者医療広域連合点検係 電話 03-3222-4513

●交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者から受けたケガなどの医療費は、加害者（相手方）が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を除いた医療費を東京都後期高齢者医療広域連合が一時立替え、後で加害者（相手方）に請求します。診療を受ける際には、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

また、事故（自損事故含む）にあつたら、住民課医療年金係に必ず届け出てください。必要な書類（被害届など）は、担当者が事故の状況などをお伺いしたうえでご案内しますので、事故日から30日以内に提出してください。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください。

■問い合わせ■ 東京都後期高齢者医療広域連合点検係 電話 03-3222-4482
住民課医療年金係 電話 2-1123

住民係からのお知らせ

■問い合わせ■ 住民課住民係 電話 2-1123

印鑑登録について

本人または代理人（※1）が窓口にお越しください（郵送での申請はできません）

①本人による申請で、官公署発行の顔写真入りの本人確認書類（運転免許証、パスポート、障害者手帳など）、また、すでに八丈町に印鑑登録している方を保証人（※2）として本人確認する場合は、窓口で登録が完了します。

②代理人による申請など、①以外で申請する場合は、照会書に回答していただく方法での登録になります。（照会書の郵送期間があり、登録完了まで日数がかかります。）

※1 代理人が申請するには、本人が記入捺印した代理人選任届が必要になります。

※2 保証人になる方は印鑑登録証および登録印が必要になります。

印鑑登録廃止について

本人または代理人（※1）が窓口にお越しください（郵送での申請はできません）

①本人による申請で官公署発行の顔写真入りの本人確認書類（運転免許証、パスポート、障害者手帳など）は1点、官公署発行の健康保健証など顔写真がない場合の本人確認書類は2点により、窓口で廃止が完了します。

②代理人による申請など、①以外で申請する場合は、照会書に回答していただく方法での廃止になります。（照会書の郵送期間があり、廃止完了まで日数がかかります。）

印鑑登録証明書について

印鑑登録証明書を請求する場合、必ず印鑑登録証（カード）が必要になります。印鑑登録証がない場合は請求できません。また印鑑登録証明書は郵送での請求ができませんのでご注意ください。

6月のし尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、祝日となります。今月は連休があり休業日が多いのでご注意ください。

4日(日)	10日(第2土)	11日(日)	18日(日)
24日(第4土)	25日(日)		

収集運搬業務の受付時間 午前8時～正午、午後1時～4時

収集運搬業者 (株)八丈島衛生総合企画 電話 2-0855

手数料、使用料等の納め忘れはありませんか？

し尿・浄化槽汚泥の汲取り手数料や、町設置の合併処理浄化槽の使用料などは納期限内に納めてください。納入通知書を紛失されても町会計課および各出張所でお支払いできます。

■問い合わせ■ 住民課浄化槽係 電話 2-1123

平成 28 年度情報公開および個人情報保護制度の実施状況

情報公開制度

町では八丈町情報公開条例に基づいて、情報公開の制度を実施しています。

この制度は、町民の皆さんに町の仕事の内容を理解していただくために、町が持っているさまざまな情報を、請求に応じて公開するものです。

平成 28 年度は 94 件の請求がありました。実施状況は次のとおりです。

開示 26 件 一部開示 46 件 非開示 1 件 その他（保存年限経過による文書不存在など）21 件

個人情報保護制度

平成 16 年 4 月から施行された八丈町個人情報保護条例では、個人情報の適正な取り扱いを定め、本人の開示請求権を保障しています。この制度は町が保有する個人情報（自分の情報）の開示、訂正、削除などを請求することができます。平成 28 年度は 3 件の請求があり、すべて開示しました。両制度に基づく相談や請求は、各担当課で行っています。お気軽にご相談ください。

■問い合わせ■ 総務課文書係 電話 2-1121

平成 28 年度東京都島嶼町村一部事務組合情報公開実施状況の公表

東京都島嶼町村一部事務組合の情報公開制度（平成 18 年条例第 9 号）は、島しょ 9 町村の住民の組合行政への参加をより一層推進するとともに、組合の公正な運営を確保することを目的に制定され、毎年 1 回、情報公開実施状況を公表することになっています。

平成 28 年度の情報公開実施状況を下記のとおり公表します。

平成 28 年度東京都島嶼町村一部事務組合情報公開実施状況
公開請求件数 1 件
公開決定件数 1 件（一部公開決定を含む）

■問い合わせ■

東京都島嶼町村一部事務組合
総務課庶務係 担当：鈴木
電話 03-3432-4961

街路樹などの伐採作業のお知らせ

八丈町では、関係機関と合同で、道路の通行に支障となる街路樹の枝木などを伐採します。

作業中は道路の通行の際、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

日時：6月1日(木) 午前8時45分～午後4時 ※悪天候の場合6月2日(金)に順延

場所：島内各所

■問い合わせ■ 建設課建設係 電話 2-1124

【介護保険】食費・居住費の軽減を受けるには申請が必要です

施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）や短期入所サービスを利用したとき、一定の低所得要件を満たした方を対象に食費と居住費を軽減します。軽減を受けるには申請が必要です。

■介護保険法の改正により、認定を受ける場合は、従来の世帯全員の市町村民税が非課税の要件に加え、次の要件を満たす必要があります。

①本人および配偶者の預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること

②配偶者（同世帯以外も含む）も市町村民税が課税されていないこと

■認定者の利用負担段階の判定において、非課税年金（障害年金・遺族年金）が所得として勘案されます。

利用者負担段階の判定は「合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額」が80万円以下の場合、第2段階とし、80万円を超えた場合には第3段階になります。

※非課税年金とは、日本年金機構又は共済組合等から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も判定の対象となります。

負担限度額認定証更新申請について（毎年8月1日～）

■負担限度額認定書の有効期間は、申請のあった月の初日から翌年（1月以降の申請は同年）7月31日までです。5月末現在で認定証をお持ちの方には6月中に更新申請のご案内を郵送します。8月1日以降も引き続き施設入所やショートステイの利用見込みのある方は、お早めに手続きを行ってください。新たな認定証は7月下旬に郵送する予定です。非該当の場合は、非該当通知を郵送します。

なお、一度申請をして非該当の場合でも、その後の世帯構成・所得状況・預貯金額等に変更があった場合には再申請をすることで再度判定が可能となります。

■問い合わせ ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

母子保健

■問い合わせ・申し込み ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

※健診の対象者には個別通知します

今月の健康診査

会場：保健福祉センター

3～4か月児・産婦健康診査 13日（火） 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成29年1月12日～平成29年3月13日生まれの乳児とその産婦

1歳児歯科健康診査 7日（水） 受付：午前9時15分～10時

○対象 平成28年3月9日～平成28年6月7日生まれの幼児

3歳児健康診査 20日（火） 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成26年4月19日～平成26年6月20日生まれの幼児



こども心理相談（要電話予約）

会場：保健福祉センター

20日（火） 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6か月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

すくすく相談（要電話予約）

会場：保健福祉センター

23日（金） 午前9時～11時

日ごろの子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳を持参してください。

6月は児童手当・児童育成手当の現況届の提出月です

現況届は、毎年6月1日の手当受給者の状況を把握し、6月以降の児童手当などを引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。対象の方には、5月末に書類を送付しています。現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。また、現況届の提出がないまま2年間経過すると、時効により受給権が消滅します。

両手当共通事項

- 仕事などで児童と別居している方の場合
 - ・ 別居監護の申立書（書類は町役場と各出張所にあります。）
 - ・ 児童の属する世帯全員の住民票の写し（ただし、八丈町に住民票がない場合は住所地から取り寄せてください。）
- 転入された方の場合
 - ・ 平成29年1月1日に八丈町に住所を有しない方は前住所地の区市町村より平成29年度の所得証明書を取り寄せてください。

提出期間 6月1日（木）～30日（金）

児童手当

提出物

- ・ 現況届・印鑑（スタンプ印不可）
- ・ 受給者（申請者）の健康保険証の写し（国保組合（東京土建など）の方で厚生年金加入者は年金加入証明書）

八丈町の国民健康保険に加入されている方は、保険証の提出は必要ありません。また、公務員の方は、勤務先の所属庁へ現況届を提出する必要がありますので、勤務先へ問い合わせください。

児童育成手当

提出物

- ・ 現況届
 - ・ 印鑑（スタンプ印不可）
 - ・ 愛の手帳または身体障害者手帳の写し（父母または児童の障害が理由で認定されている方）
- ※ 下記のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、すぐに届出が必要です。届出がされない場合は、手当の返還を求める場合があります。
- ア 婚姻または異性と事実上婚姻*と同様の状態になったとき
 - * 事実上婚姻関係とは、異性と同居しているときや、同居していなくても異性と住民票が同居所である、または異性から定期的な訪問かつ生活費の補助を受けているなどの状態です。
 - イ 父または母が家に戻ったとき
 - * 行方不明の父または母からお子さんの安否を気遣う電話や手紙があったときも含まれます。
 - ウ お子さんが児童福祉施設などに措置入所したとき
 - エ お子さんを監護しなくなったとき
 - オ 受給資格者やお子さんが亡くなったとき
- ※ 上記については、受給資格者や関係者からの聞き取り、現地調査や資料提出を求める場合があります。また、民生委員の調査書が必要となる場合もあります。

住所、氏名、振込口座や家族構成に変更があった場合は、必ず届出が必要です。町外へ転出される場合は、八丈町で消滅の届出をしたうえで、転出先の区市町村で問い合わせください。

■ 提出・問い合わせ ■

福祉健康課厚生係または各出張所
電話 2-5570（厚生係）

6月 子どもの定期予防接種

■ 予約・問い合わせ ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

B型肝炎集団予防接種	8日（木）	午後2時30分～3時
四種混合集団接種	8日（木）	午後3時～3時30分
BCG集団接種	15日（木）	午後3時～3時30分
水痘集団接種	15日（木）	午後3時30分～4時
ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種	22日（木）	午後3時～3時30分
予約制個別接種	8日（木）	午後3時30分～4時
	22日（木）	午後3時30分～4時



予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで機会を逃した方や、時間の都合がつかない方のための制度です。希望される方は、実施日の1週間前までにご連絡ください。

会場： 町立八丈病院小児科

教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話2-7071

今月の学校行事

三原中学校 開校記念日 4日(日)

学校公開週間

大賀郷中学校 5日(月)～9日(金)
 富士中学校 19日(月)～24日(土)
 三根小学校 26日(月)～30日(金)
 富士中学校 職場体験 7日(水)～9日(金)

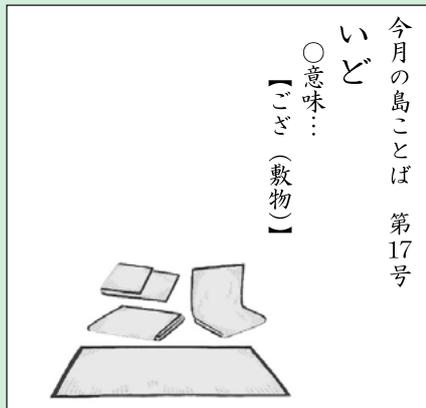
移動教室

三根小学校 13日(火)～17日(土)
 大賀郷小学校 6日(火)～10日(土)
 三原小学校 6日(火)～10日(土)

道徳授業地区公開講座

大賀郷小学校 18日(日) 午前9時25分～
 富士中学校 24日(土) 午前8時35分～

※小・中学校では、開かれた学校教育を推進していくため、保護者や地域住民の参加のもと、セーフティ教室や道徳教育を実施しています。皆さんの参加をお待ちしています。



大賀郷小学校の様子

○一年生を迎える会 4月14日(金)

ピッカピカの一年生を全校児童が迎え入れました。1人ずつ、頼りになる6年生に背負われて体育館に入場。各学年からお祝いの言葉やプレゼントをもらった後は、大きな声で自己紹介をすることができました。全校児童で鬼遊びをしてから、6年生からもらった歌詞カードを見ながら元気よく校歌を歌うことができました。(写真左)



○縦割り班活動

縦割り班活動とは、ひとつの班に1年生から6年生が数人ずつ入って活動することです。大賀郷小学校では、年に12回、金曜日の朝に縦割り班遊びを行います。また、学期に一度、同じく縦割り班で集まって給食をいただきます。春の遠足も低・高学年に分かれて縦割り班で活動します。学年の枠を超えて、学校全体が仲良くなる時間です。(写真右)

※大賀郷小学校ホームページで学校生活の様子をお伝えしています。ぜひご覧ください。

■東京都いじめ相談ホットライン

電話 0120-53-8288 (24時間・相談専用電話)

■東京いのちの電話

電話 03-3264-4343 (24時間)

■東京都教育相談センター

電話 03-3360-8008 (幼児から高校生相当年齢まで)
 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時

■八丈町教育相談室

電話 2-0591
 毎週火・金曜日 午前8時30分～午後5時

教科書の展示会

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話2-7071

平成30年度、小・中・高等学校で使用している教科書などを展示しています。(教科書展示会は、教員、教育関係者はもとより、保護者の方などに広く教科書を公開することを目的として実施するものです。)

展示期間 6月4日(日)～7月2日(日)

場所 八丈町コミュニティセンター ※原則月曜日休館・6月30日(金)館内整理のため休館

図書館からのお知らせ



●雨の日「だから」、楽しもう！

あじさいがきれいな花を咲かせる季節になりました。室内で過ごすことが多くなるこの季節こそ、ゆっくり本を読んでみませんか？

図書館には料理や掃除の本、旅行ガイドや小説、季節の行事の絵本、紙芝居など「ちょっと困った時」や「外出できない日のお供」になるものがたくさんありますよ。

●**今月のおはなし会** 10日（土）午前10時～11時 こどものほんのへや
読み聞かせ：しいのくろ文庫（榎立）（都合により変更する場合があります）
絵本の読み聞かせや工作遊びを行います。みんなでおしゃりやれ♪

●**今月の新着図書から。**

『暗手』 馳 星周 著 『人手不足なのになぜ賃金が上がらないのか』 玄田有史編
『モンスター・ホテルでパトロール』 柏葉 幸子 作 『へろへろおじさん』 佐々木 マキ さく
まだまだたくさんあります！ ぜひ図書館のホームページをご覧ください！

●**休館日** 毎週月曜日・30日（金・館内整理日）

●**開館時間** 午前9時30分～午後5時

*** 返却期限を過ぎてはいませんか？ お手元の本、雑誌、DVD などの返却日をご確認ください！ ***

■ 申し込み・問い合わせ ■ 教育課生涯学習係 電話2-0797

子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平日 午前8時45分～午後5時 **第1土曜日** 午前9時～正午(交流ひろばのみ)

休館日 第1土曜日以外の土、日、祝日

6月の交流ひろばの催し

毎週水曜日 午前10時30分～11時

親子で楽しめる催しを企画しています。ぜひお越しください！

7日（水）歯の話（歯科衛生士：小宮山ひとみさん）

14日（水）リラックスヨガ（講師：玉井由木子さん）

21日（水）リズムあそび（動きやすい服装でお越しください）

28日（水）七夕飾り作り

6月は第1土曜日の3日が開放日です！

6月14日催し「リラックスヨガ」に参加される皆さんへ☆

持ち物など詳細については、子ども家庭支援センターホームページをご覧ください。

就学前のお子さんの身体測定

職員が対応可能な時間に随時測定します。電話や来所時にご予約ください。また測定値を母子健康手帳へ記載しますので、忘れずにお持ちください。

■ 問い合わせ ■ 子ども家庭支援センター 電話2-4300

観光 おじゃれ11万人

■ 問い合わせ ■ 産業観光課観光商工係 電話2-1125

行事
予定

6月 シルバーディスカバー寄港 19日（月）

7月 海水浴場安全祈願（底土海水浴場） 1日（土）※予定
八丈島夏まつり（役場新庁舎前通り） 21日（金）・22日（土）・23日（日）
にっぽん丸寄港 22日（土）・27日（木）

来島者数・観光客数推計

	空 路		海 路		合 計		観光客（推計）		前年比
	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	
4月	7,341	6,844	1,981	1,389	9,322	8,233	6,446	5,693	13.2%
計	7,341	6,844	1,981	1,389	9,322	8,233	6,446	5,693	13.2%

※海路には、4月4日ににっぽん丸、4月14日 Europa 号の大型客船寄港分が含まれています。

第4回 八丈島芸能文化祭 ～糸のようにつながれて～

八丈島で昔から行われてきた黄八丈織物の文化。養蚕、草木染め、機織り。それらを盛んに行っていた時代を、現代の様子を加えて、唄や踊り、太鼓で表現します。

■出演団体

樫立踊り保存会、加茂川会、中之郷盆踊り実行委員会
フラメンコサークル、ミレシ、Con Anima ほか

■日時 7月8日(土) 開演：午後7時 (開場：午後6時30分)

■会場 八丈町多目的ホール「おじゃれ」

■入場料 大人 … (前売り) 500円 / (当日) 700円

子供(高校生以下) … (前売り) 100円 / (当日) 200円

※未就学児でも座席をご使用になる場合は子供料金が必要となります。

■チケット販売所 八丈島文化協会、八丈島観光協会、八丈書房、伊勢崎富次朗商店

☆主催：八丈島文化協会・八丈島芸能文化祭実行委員会 ☆後援：八丈町教育委員会

■問い合わせ ■ 八丈島文化協会 電話 2-2833



原付免許試験のお知らせ

■問い合わせ ■ 八丈島警察署交通係 電話2-0110

試験日：6月10日(土) 会場：八丈島警察署

受験を希望される方は、次のとおり申請をしてください。

合格者の実技講習・免許証交付日(予定)：7月16日(土)

第1回 受付・適性検査 午前9時～9時30分
学科試験 午前10時～10時30分

第2回 受付・適性検査 午後1時～1時30分
学科試験 午後2時～2時30分

※試験時間は30分。問題は50問、45問以上正解で合格となります。

※第1回目の試験で不合格の場合、希望者は第2回目も受験可能です(再試験料は1,500円)。

○必要なもの

- ①住民票(本籍地記載のもの)……………1通
 - ②証明写真(縦3cm、横2.4cm 無背景)……………1枚
(眼鏡を外し、前髪で目が隠れていないこと)
 - ③視力に自信の無い方は眼鏡またはコンタクト
(両目で0.5以上)
 - ④過去に免許取消処分を受けた方は、取消処分者講習
修了証(有効期間1年)
 - ⑤学科試験受験料……………1,500円(1回)
- ※当日、住民票をお持ちで無い方は受け付けできません。

ノヤギ撲滅！！ヤギの適正飼養をお願いします

「八丈町飼養ヤギの野生化防止に関する条例」により、ヤギの飼養は以下のように定められています。

ノヤギと区別するため、全てのヤギにタグ付首輪を装着してください。

- ①ヤギが生まれた ②ヤギをあげた ③ヤギをもらった ④ヤギを飼い始めた
- ⑤ヤギが死んだ

上記①から⑤に該当する方は、印鑑を持参して、必ず産業観光課産業係に届け出てください。登録手続きを行います。登録票とタグ付き首輪は無料で配布します。首輪の交換も無料で受け付けています。

ヤギは完全に囲われた場所で飼養してください。

完全に囲われていない場所には、絶対にヤギを繋がないでください。そばを通る通行人や車両に危険だけでなく、脱走した場合は新たなノヤギとなる恐れがあります。過去に脱走して捕獲されたヤギがいます。

町ではノヤギ撲滅および新たなノヤギの発生防止を目指して、捕獲や生態調査、拡散防止網設置に取り組んでいます。引き続き、農作物などの被害を受けた方、ノヤギを目撃された方は早急にご連絡ください。ご協力をお願いします。

■問い合わせ ■ 産業観光課産業係 電話 2-1125

八丈島納涼花火大会

8月11日（金） 花火大会開催日 底土海岸にて開催（予定）

○はじめに

今年も、子どもからご高齢の島民の皆さんや観光客の方々に「夏を楽しく過ごしてもらいたい」という願いを含め、八丈島納涼花火大会を開催します。今回も八丈島の夜空に大きな花火を打ち上げる予定です。八丈島民による手づくりのイベントを行うために、広く皆さんからの寄付を募っています。また、大会運営のスタッフも募集していますので、よろしくお願ひします。

○大会運営費の寄付にご協力お願いします

大会運営は、ご賛同いただいている商店や事業所などをはじめ、多くの島民の皆さんや島外の方々からの寄付金によって行っています。寄付していただける方は、ご連絡いただければ伺います。振込をご希望の方は下記の口座までお願いします。また、ご協力いただいている商店や観光協会などに協賛箱を設置します。1発でも多くの花火を打ち上げるためにご理解、ご支援のほどよろしくお願ひします。前回大会の決算報告についても承りますのでお気軽に問い合わせください。

七島信用組合 八丈島支店 普通2058831 八丈島納涼花火大会 会長 沖山重彦
(ハチジョウジマノウリヨウハナビタイカイカイチヨウ オキヤマシゲヒコ)

○記念花火を募集します（申込料 個人：3万円～、企業：5万円～）

出産・入学・成人・還暦等のお祝い、結婚・創業記念、供養などの記念に花火を打ち上げませんか。ご希望の方は、住所・氏名・電話番号・記念の内容をご連絡ください。なお、応募者が多数の場合、実行委員会で調整する場合があります。

○大会運営スタッフ、サービスコーナー（夜店）出店者を募集します

駐車場ライン引き、交通整理、会場設営および撤収などを行うスタッフを募集しています。

また、廉価で子どもに喜ばれる商品を提供でき、大会準備、撤収作業へ参加できる夜店出店者も募集しています（今年より出店料は2日間で10,000円です）。なお、出店希望者が多数の場合、実行委員会で調整する場合があります。

■問い合わせ■

八丈島納涼花火大会実行委員会 会長 沖山重彦 電話：090-1535-1999 FAX：2-1682
連絡先 電話：2-1125 FAX：2-4437

寄生植物ヤドリギの防除について ■問い合わせ■ 産業観光課産業係 電話 2-1125

現在、八丈島内でモチノキなどの樹木に、ヤドリギ（主にヒノキバヤドリギ）という植物が寄生している様子が確認されています。この植物に寄生されると木は弱り、ひどい時には枯れてしまうこともあります。

<ヒノキバヤドリギとは>

ヒノキバヤドリギは本州の関東以西で見られる在来種です。半寄生植物であることから、寄生した木の栄養を搾取しながら生長しますが、自らも光合成を行い生長することが出来ます。8月頃から花が咲き始め、9月頃に実が付き、翌年6月頃まで種子が周辺に飛来して拡散します。種は粘着性の物質に包まれていて、樹皮に付着し乾くと簡単には剥がれなくなります。樹皮に付着した種は、日が当たると発芽して生長を始めます。

<ヒノキバヤドリギが寄生する植物>

モチノキ・ヒサカキ・サカキ・ハマヒサカキ・ヒイラギ・ネズミモチ・クスノキ・アオキ・マサキ・シキミ・クロキ・シイノキ・タブノキ・ヤブツバキ・サザンカ・ヤマツツジ・アンス など

<対処方法>

除草剤を使用すると、ヤドリギだけでなく、寄生されている木にも影響が出てしまうため使えません。一般的な対処方法は、ヤドリギが寄生している枝を切除し、切り口に塗布剤を塗っておきます。ただし、周りの枝にも種子がついていることが多く、再びヤドリギが生えてくることもあるので、切除後も注意が必要です。切除した際の枝などは放置せず、ゴミとして処分してください。



八丈町放課後子どもプラン がじゅまる広場・とびっこクラブ指導員募集中!!

広場の維持のため、お手伝いいただける方を募集しています

月に1回2時間程度でも構いません！午後4時までの勤務でも大歓迎です！

あなたも一緒に働きますか？

※特に三根小学校で勤務いただける方、お待ちしております！！



対象者 体力に自信があり、子どもが好きで、町内に住所を有する方（高校生要相談）

業務内容 八丈町放課後子どもプラン（がじゅまる広場・とびっこクラブ（学童））に参加する小学生児童への安全管理、指導など

※参加児童は、八丈町で保険に加入しており、大きな怪我などの対応は町で行います。

勤務場所 各小学校

勤務時間（シフト制） 放課後（おおよそ午後2時、場合によって午後0時30分）から午後6時30分（日祝除く）
（長期休暇（夏休みなど）や、土曜日は午前8時からの勤務もあります）

応募方法 八丈町の指定する履歴書に写真を貼付のうえ必要事項を記入し、福祉健康課厚生係または教育課生涯学習係まで持参してください。

時給 940円（※保育士、幼稚園教諭、教員免許等保持者は優遇します。履歴書へご記入してください。）

※採用方法、注意事項、詳しい事業内容、履歴書様式などは問い合わせいただくか、八丈町ホームページをご覧ください（※「八丈町放課後子どもプラン」で検索）。

○子ども達の元気な様子は見てみたいけれども、いきなり指導員は・・・など迷っている方へ
がじゅまる広場ではボランティアの方の募集もしています。一部の業務のお手伝いだけでも大歓迎です。興味のある方はぜひご連絡ください！募集要項はホームページにも掲載しています。

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

とびっこクラブ（学童保育）夏休み指導員の募集

夏休みの間、とびっこクラブに参加する小学生児童への指導や見守りをする指導員を募集します。

対象者 体力に自信があり、子どもが好きな方

高校生以上（島外の大学等へ進学されている方も可能です）

※八丈高校の生徒の方は学校で申し込みをしてください。

期間 7月21日～8月31日まで（日祝を除く）

勤務時間（二交代制）

①午前8時～午後1時または1時30分まで ②午後1時または1時30分～6時30分まで

応募締切 6月9日（金）

※勤務場所、時給、応募方法等は上記「放課後子どもプラン指導員の募集」と同様です。

■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話 2-5570

～底土海水浴場監視員の募集～

募集人員 若干名（男女不問）

対象者 18歳以上（高校生不可）※事前に実施する応急手当講習の受講が必要。

業務内容 海水浴場利用者が安全に利用できるよう監視小屋から浜辺、高波を監視し、海水浴場での事故および災害に対応する。

勤務場所 底土海水浴場監視小屋 **雇用期間** 7月15日（土）から8月31日（木）まで

勤務時間（シフト制） 午前8時30分から午後5時まで

時給 1,280円 **応募方法** 履歴書を産業観光課観光商工係まで提出してください。

応募受付 6月1日（木）～23日（金）まで

選考方法 書類審査の後、面接にて決定します。面接日時については、書類審査通過者にのみ後日連絡します。

■申し込み・問い合わせ■ 産業観光課観光商工係 電話 2-1125

町立八丈病院職員募集 ■問い合わせ・申し込み■ 町立八丈病院事務局 電話2-1188

～職員募集～

募集職種 看護師 若干名 助産師 1名
対象者 資格保有者 **選考方法** 職員採用試験 **提出書類** 履歴書、エントリーシート
1次試験 書類選考 **2次試験** (1次試験通過者のみ) 口述試験(面接)

～調理員(パート)募集～

対象者 健康状態が良好で調理に興味ある方 **選考方法** 面接など
内容 調理員 **提出書類** 履歴書 **勤務時間** 応相談

※履歴書は八丈町HPからダウンロードするか、町立八丈病院事務局にてお受け取りください。

町立八丈病院臨時診療日その他、専門外来診療

糖尿病教室 6月23日(金) **耳鼻咽喉科** 日程調整中です。別途防災無線などで周知します。

その他専門外来診療は予約制です。診療科によって予約方法が異なります。

詳しくは問い合わせください。

○その他の専門外来診療

- ・精神神経科 ・整形外科 ・内分泌内科 ・皮膚科 ・糖尿病内科 ・腎臓内科
- ・消化器内科 ・神経内科 ・循環器内科 ・眼科 ・泌尿器科

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話 2-1188 (平日 午前8時30分～正午)

○6月の航路ダイヤ

【東海汽船】 電話 2-1211 **「橘丸」**
 三宅島・御蔵島経由 東京竹芝-八丈島
 <東京竹芝発 22:30> <八丈島発 9:40>

【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス(東邦航空ホームページ)
<http://tohoair-tal.jp/>
 …詳しくは・東邦航空予約センター 電話 2-5222

【ANA】電話 0570-029-222

機体情報	最大乗員数	A320 166人	B738 167人
------	-------	-----------	-----------

便名	羽田発	八丈島着	機種	便名	八丈島発	羽田着	機種
1891	7:30	8:25	A320	1892	9:00	9:55	A320
1893	12:15	13:10	A320	1894	14:05	15:00	A320
1895	15:50	16:40	A320	1896	17:10	18:10	A320

区間	期間	普通運賃	往復割引(片道)
羽田=八丈島	6/1～6/30	22,390	15,190

※運航事業者の都合により、急な時刻変更などありますので、ご注意ください。

町へのご意見など

八丈町へのご意見などがありましたらお寄せください。電話、郵送、FAX、電子メールいずれの方法でも構いません。ただし、氏名・住所・ご連絡先の記載のないものについては回答をいたしかねますのでご了承ください。

■問い合わせ■ 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551-2 八丈町企画財政課企画情報係
 電話 2-1120 FAX: 2-4824 メール: ha130@town.hachijo.tokyo.jp

SCHEDULE 2017 6月

三 根 公民館	大 賀 郷 公民館	榎 立 公民館	中 之 郷 公民館	末 吉 公民館	八 丈 町 保 健 福 祉 セ ン タ ー	町 立 八 丈 病 院	多 目 的 ホ ー ル 「 お じ ゃ れ 」
三	大	榎	中	末	保福	病院	おじゃれ

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 老人クラブ定例会 榎 10:00~12:00	3
4 し尿収集運搬休業日	5 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	6 老人クラブ定例会 末 10:00~12:00	7 1歳児歯科健診 保福 受付9:15~10:00	8 老人クラブ定例会 中 10:00~12:00	9	10 図書館おはなし会 10:00~11:00 し尿収集運搬休業日
11 し尿収集運搬休業日	12 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	13 3~4か月児・産婦健康診査 保福 受付13:15~13:45	14	15	16 老人クラブ定例会(三根) 大 10:00~12:00	17
18 し尿収集運搬休業日	19 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	20 こども心理相談 保福 9:00~16:00 3歳児健康診査 保福 受付13:15~13:45	21	22	23 すくすく相談 保福 9:00~11:00	24 し尿収集運搬休業日
25 し尿収集運搬休業日	26 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	27	28	29	30 図書館休館日	

町役場開庁日 平日 8:30 ~ 17:15

温泉休業日 ※定休日が祝日の場合は営業します。

町立八丈病院 臨時診療日 受付時間 / 8:00 ~ 11:00
※初めて町立病院にかかる方は 8:30 から受付。

	診療日	診療時間
糖尿病教室	6月23日(金)	8:30 ~
耳鼻咽喉科	日程調整中です。別途防災無線などで周知します。	9:00

	休業日				
ふれあいの湯	5日	12日	19日	26日	毎週月曜日
みはらしの湯	6日	13日	20日	27日	毎週火曜日
ザ・BOON	7日	14日	21日	28日	毎週水曜日
やすらぎの湯	1日	8日	15日	22日 29日	毎週木曜日

※その他の専門外来診療は予約制のためご相談ください。
飛行機欠航の場合、休診となることがあります。
予約:院内予約係窓口、または電話(2-1188 平日 8:30~正午)

6月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

三 根

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 燃・害	3
4	5 金属	6 燃・害	7 資源 古着	8 びん	9 燃・害	10
11	12 金属	13 燃・害	14 資源	15	16 燃・害	17
18	19 金属	20 燃・害	21 資源	22	23 燃・害	24
25	26 金属	27 燃・害	28 資源	29	30 燃・害	

大 賀 郷

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 燃・害 金属	3
4	5 燃・害	6 資源 古着	7	8 燃・害	9 金属	10
11	12 燃・害	13 資源	14	15 燃・害 びん	16 金属	17
18	19 燃・害	20 資源	21	22 燃・害	23 金属	24
25	26 燃・害	27 資源	28	29 燃・害	30 金属	

榎立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 燃・害 金属	3
4	5 燃・害	6	7 資源 古着	8 燃・害	9 金属	10
11	12 燃・害	13	14 資源	15 燃・害 びん	16 金属	17
18	19 燃・害	20	21 資源	22 燃・害	23 金属	24
25	26 燃・害	27	28 資源	29 燃・害	30 金属	

※第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。